

## 企業の農業参入における農地集積の実態と 今後の展開に関する一考察

輪木 寿人\*・大隈 満\*\*

Toshihito WAKI\* and Michiru OKUMA\*\*: A Study about the Current Situation  
and the Future Development of the Arable Land Accumulation by Participation  
of Business Enterprises to Agricultural Management

### Abstract

Recently Japanese business enterprises are interested in participating agricultural management because of the lack of business chances in non-agricultural sector which has been caused by the long-term depression of Japanese economy. The Government of Japan mitigated strict regulations of the Agricultural Land Law so that interested enterprises can easily participate in agricultural management.

This paper looks into one of the recent cases of business enterprise's participation to agricultural management in Ehime Prefecture. It was found that many pieces of arable land which the enterprise has borrowed are located in disadvantaged areas, and that the natural conditions of those land are in an unfavorable situation for new comers. However, farmers who lease their land to the enterprise seem to have no psychological resistance to do so in spite of the general anti-business feelings in Japanese rural areas.

キーワード：企業の農業参入，農地集積，農地法，農業経営基盤強化促進法

### 1. はじめに

平成21年6月に農地制度の基本を「耕作者自らの所有」から「利用」に転換する改正農地法が成立した。この法改正により，農地を利用する者の確保・拡大を目的として，一般企業が農地を借りて農業に参入することが容易になった。

今回の法改正以前にも企業の農地利用による農業参入を緩和する動きはあり，平成15年4月，構造改革特区制度において，担い手の不足などにより遊休農地が相当程度存在する地域における地域農業及び地域経済の活性化を図るため，地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用が確保されることを前提に，特区内において農業生産法人以外の法人が農地を利用した農業経営を行うことを可能とする農地法の特例措置が講じられた。さらに，平成17年には，農業経営基盤強化促進法の改正が行われ，この特例措置が，同法の特定法人貸付事業として位置づけられ，特区内に限らず全国での実施が可能となった。

その後，この事業は平成21年の農地法等の改正に伴

い廃止され，現在は，改正農地法において，農業生産法人以外の法人は，全国どこでも農地を適正に利用していない場合に貸借を解除できる旨の条件が付された契約で，地域の他の農業者との適切な役割分担の下に，農地を利用した農業経営ができる制度となっている。

今後も規制緩和により企業の農業参入へのハードルは下がると予想されるが，今回の農地法の改正により，農業参入は加速的に促進されると思われるので，その動向を注視していく必要がある。

企業の農業参入の先行研究として，室屋（2005）により，構造改革特区制度を利用した参入と農業生産法人制度を利用した参入という2つの異なる形態の農業参入事例について分析が行われている。さらに，澁谷（2007）により，建設業の農業参入における参入企業の意識や課題が明らかにされ全般的な傾向がまとめられている。しかし，澁谷は，経営状況や経営者の意識，持続性を考察するうえでは，さらなる実態把握が必要であると述べている。こうした先行研究の多くは，企業の農業参入が制度的に緩和されてから日も浅く，また，参入した企業の経営方向が多様であることから，事例を収集し傾向を分析するに止まっている。こうしたなか，鶴川（2009）は，北東北地域の建設業の参入事例をもとに農業参入のプロセスを「参入理由」「参入形態」「事業内容」「経営資源」「販路」「成果と課題」

2011年4月1日受領

2011年7月28日受理

\*愛媛県農林水産研究所

\*\*愛媛大学農学部農業政策教育分野

として定式化した上で、特徴的な動因を明らかにした。しかし、鶴川の取組みにおいても、実際の経営資源となる農地、労働等に踏み込んだプロセスのステップごとの参入条件の解析については、今後の課題としている。

筆者が先行研究を調べた限りでは、地域農業が大きな影響を受けるほど大規模な農地集積を行っている参入事例を対象として、集積過程や地域との関係を論究したものはない。また、平成21年の農地法等の改正により企業の農業参入が大幅に緩和されることに對し、参入者と地域との関係を明らかにしていくことは、今後の重要かつ喫緊な課題である。

本論文では、愛媛県伊予郡松前町所在の農業生産法人である「有限会社あぐり」（以下「あぐり」）の事例をとりあげている。企業の農業参入として、52haの経営は、全国的にみても大規模な農地集積であり、本事例をもとに企業の農業参入における農地集積の実態を段階ごとに分類するとともに、農地を貸す側の意識を把握し、今後、地域の担い手として大規模農地集積を行う企業の農業参入に対する課題を明らかにする。さらに、明らかとなった課題に対し必要となる支援策についても合わせて考察する。

## 2. 農業参入の動き

### (1) 全国における動き（平成21年9月1日現在）

平成21年に農林水産省は、既に現在は廃止された特定法人貸付事業について、これを活用した企業等の農業参入を調査している。

それによると、平成21年9月時点で同事業を活用し、全国で414法人が参入しており、1年前（20年9月）と比較すると、94法人増えている。業種別内訳は、建設業36%と食品会社19%とで過半数を占めている。営農類型別は、「野菜」、「米麦等」、「果樹」の順で、それぞれ39%、17%、16%となっている。貸し付けられている農地の実態として、遊休農地が27%、遊休化するおそれのある農地が32%となっており、あわせて約6割と条件の悪い農地で営農を開始していることがわかる。参入法人へ貸し付けられている農地は1,279haで、1法人当たり3.3haである。

### (2) 愛媛県における動き（平成22年9月末現在）

愛媛県における企業の農業参入は、農業生産法人を設立し農業参入している企業が21社、改正農地法を利用して農業生産法人を設立せずに農地の賃借許可により参入している企業が6社、農地を利用しない部門へ参入している企業が4社、特定法人貸付事業で参入している企業が9社の計40社となっている。その業種内

訳は、建設業13法人、食品関係7法人、小売販売業7法人、NPO法人2法人、その他11法人である。「あぐり」は、平成12年に設立され、農業生産法人制度を利用した参入として草分け的な存在である。全体として、増加傾向であるが、特に、平成18年以降の伸びが大きい。その背景として、公共事業が減少しているため経営を安定・多角化させたい建設業、原料を安定的に供給したい食品関係企業が、特定法人貸付事業が開始されたことに伴い農業への参入を積極的に図ったことがあげられる（図1）。

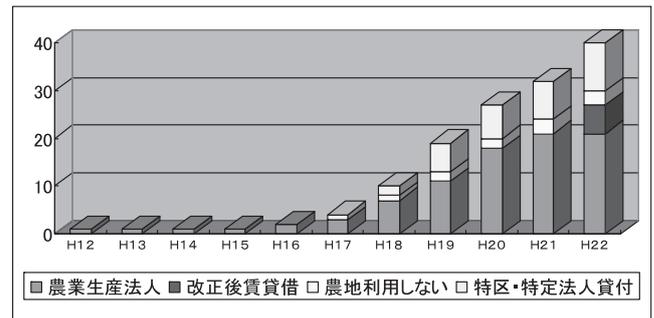


図1 愛媛県における企業等の農業参入数（累計）

資料：愛媛県資料より筆者作成。

## 3. 「あぐり」の農地集積

### (1) 「あぐり」の概要

「あぐり」は、株式会社愛亀（建設業）の社長（西山 周氏）が同社の労働力を有効活用することを念頭に、「インフラの町医者」というコンセプトのもとに設立した農業経営受託・農作業受託を行う会社であり、愛亀グループ9社が人材・仕事・情報・資材の連携を図り競争力を高めていっている点に特徴がある。「農薬や化学肥料を使わない農業」、「地域循環型農業」、「精密機械農業」を実践しており、また、グループにおける相互連携の構築を達成している（表1）。

「あぐり」は、エコファーマーの認定を受けており、また、認定農業者として補助事業等の施策対象の担い手となっている。さらに、農薬・化学肥料を使用しない農産物を生産し、愛媛県の農産物認証制度の認証を受けることで販路拡大に生かしている。

その農業の特徴は、自社培養の微生物を使用し堆肥づくりを行い、これに4種類の食品残さ（鯉節製造業者の製品残さ、豆腐業者のおから、米ぬか、もみがら）を入れて、改造したミキサー車で攪拌し、分解・熟成処理を行い、独自のボカシ肥料を製造し圃場に施用していることである。さらに、精密機械農業として、大学や精密機械メーカーの協力により、耕作する全ての圃場の水分・pH・EC・炭素・窒素を計測し、圃場ご

表1 「あぐり」の概要

法人名	有限会社あぐり
所在地	愛媛県伊予郡松前町大字北川原79-1
資本金	310万円
設立	平成12年11月
売上高	約7,000万円
経営規模	水田 51ha, 畑 1ha (ほとんどが借地)
農業従事者数	常時6人(5~10月の農繁期には、グループ内の関連企業から10~15人派遣され従事)
経営の特徴	○ 建設業の閑散期(4~10月)に栽培できる水稲を主体とした大規模農業を展開。 ○ 農薬・化学肥料を使用しないで生産した米を、販路開拓した地元のホテルや飲食店等へ販売。
	建設業のノウハウを活用 • 原価管理    • ISO に習う農業マニュアル    • 工程管理    • 教育訓練
備考	株式会社愛亀の概要 本社 愛媛県松山市南江戸2丁目660-1 設立 昭和32年4月    従業員数 190人

資料:「あぐり」資料及び聞き取りにより筆者作成。

表2 「あぐり」の農業生産の概要

項目	内 容			備 考
認定農業者	(当初)平成16年10月に認定			継続中
エコファーマー	(当初)平成15年1月に認定			継続中
エコえひめ認証 (農産物認証制度)	平成16年産米から毎年認証を継続して受けている。現在は、米に加え野菜の認証を受けている。			農薬・化学肥料不使用農産物
農産物の販路	松山市道後地区のホテル・旅館、松山市内の量販店、県下の飲食店インターネット販売、個別注文			
作目別の作付面積及び生産量(H21概数)	作目名	面積(ha)	生産量(t)	
	水 稲	46.0	160.0	
	バレイショ	0.6	9.0	
	さといも	0.2	2.0	
	レタス	0.3	5.4	
	白ネギ	0.1	4.0	
	さつまいも	0.2	1.1	

資料:「あぐり」資料及び聞き取りにより筆者作成。

とのデータ蓄積を行っている。また、全ての水稲作付圃場ごとに食味値を計測している。こうしたデータ蓄積により、借地においても短期間で圃場の特徴を把握し最適な管理や良食味にむけた取り組みを行うことが可能となっている(表2)。

「あぐり」の農業生産技術がどのレベルなのか、経営の主力となっている水稲について検証した。

「あぐり」における10a当たりの水稲収穫量は約350kgと、農林水産省調査によるH21産の愛媛県平均の水稲収穫量494kgと比べると7割程度になる。「あぐり」では、一筆ごとに食味値を把握しており、良食味を維持するためには、チッソ成分を押さえており、結果として、一般栽培に比べ、収量が低くなっている。このほかの要因として、除草剤を使用しないため、雑草の影響があることを「あぐり」の栽培責任者も認め

ている。

「あぐり」の生産技術として、収穫量の増加に向け、改良すべき点はあるが、現時点において、有利販売を行う上で設定している食味値の維持と安定生産とのバランスを保つよう技術の蓄積は図られている。

農林水産省の環境保全型農業に関する調査(H15)によれば、四国地域における農薬・化学肥料を使用しない栽培の10a当たり平均収穫量は406kgであり、「あぐり」との収穫量を比べても1割程度の差であり、既に「あぐり」は一定レベルの生産技術を有しているといえる。

## (2) 農地集積の概要

### ① 農地集積の過程

「あぐり」は、貸借により農地集積を行い、農業経

	緩急集積期			認知拡大集積期				安定集積期		団地形成期
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
エリアの拡大	松前町	松前町 伊予市	松前町 伊予市	松前町 伊予市	松前町 伊予市 松山市	松前町 伊予市 松山市	松前町 伊予市 松山市	松前町 伊予市 松山市	松前町 伊予市 松山市	松前町 伊予市 松山市
経営面積 (ha)	0.8	8.8	17.1	24.2	25.3	32.3	43.2	47.5	49.3	52.3
農地の集積手法	役員となった農家の田が担当			H14,12 農地募集チラシ配布		口コミ等で広がる				

図2 「あぐり」の農地集積の段階別整理図

営の規模を拡大してきた。農地集積の過程を段階ごとに整理すると図2のようになる。

法人設立時は、社長が個人所有していた農地約0.8haでスタートした。参入初期段階では、建設業からの参入として周辺農家に警戒されていた。

法人を設立した平成12年から2年間は、法人の役員となったJA 営農担当部長OBの信用や、関連会社が地元企業であることなどによる縁故的な集積が主体といえる時期である。

平成14年12月に、農地募集の折り込みチラシ約1万5千枚を地元紙にいれ、松前町及び伊予市に配布した。この頃から、企業の農業参入としてマスコミにも取り上げられ、「あぐり」の存在が広く認知され、大きく農地集積を伸ばしている。

ただし、年によって集積の程度に大きな変動がみられることもあったが、法人設立後7年が経過した平成19年頃からは、営農計画の円滑な達成に重点をおき、農地集積増加割合は、前年対比104~110%の小幅な変動となっている。

直近では、新たな農地の借り受けは抑制し、既存の借り受け農地における米の食味や生産性の向上を図るとともに、有機JAS認証を視野に圃場の団地化の

形成も考えている。また、圃場条件によっては、利用権の更新時期に小作料の値下げと貸借期間の長期化を行っている。

「あぐり」は、以上のような努力を重ねながら、法人所在地の松前町にとどまらず隣接する伊予市、松山市へも進出した。この結果、平成21年度には約52haまで経営面積を拡大している。

以上の「あぐり」の経営面積の推移をまとめると、表3のとおりであり、10年間で、貸借により50haを超える農地を集めている。1年当たりの増加面積は、多い年は10haを越えているが、一方少ない年は、1ha程度にとどまっていることがわかる。

② 農地集積の現状

平成21年における「あぐり」の借入地の市町別・貸借期間別内訳は表4のとおりである。市町別内訳は、松前町が33haで全体の63%を占めており、松山市10ha、伊予市9haとなっている。さらに地区別に分けると、松前町16地区、伊予市12地区、松山市10地区の広範な地域から借り入れている。借り入れ筆数は松前町327筆、伊予市75筆、松山市85筆の合計487筆である。

貸借手続きは、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業を活用し、貸借期間は3年間で約6割を占めている。なお、市町ごとの貸借期間には特徴があるのは、10年以上の長期の貸借期間割合が松前町や伊予市では、8.0%、12.0%と1割程度あるのに対し、松山市では1.2%と極端に低くなっている点である。このような違い生じているのは、都市化が進んでいる松山市は、農地転用の可能性が松前町・伊予市よりも高く、貸す側の意向として短期間の貸借関係を望んでいるからであると推測する。

表3 「あぐり」の経営面積の推移

単位：a, %

	自己所有地 ①	借入地 ②	経営面積 ①+②	増加面積	経営面積の 対前年比	作業受託
H12	79.0	0.0	79.0	—	—	
H13	79.0	801.5	880.5	801.5	1,115	
H14	79.0	1,635.3	1,714.3	833.9	195	
H15	79.0	2,341.0	2,420.0	705.7	141	40.0
H16	79.0	2,451.8	2,530.7	110.7	105	40.0
H17	79.0	3,148.5	3,227.5	696.8	128	73.0
H18	79.0	4,243.6	4,322.6	1,095.1	134	88.0
H19	79.0	4,669.2	4,748.1	425.5	110	391.0
H20	79.0	4,850.6	4,929.5	181.4	104	441.5
H21	79.0	5,154.7	5,233.7	304.1	106	652.0

資料：「あぐり」資料より筆者作成。

表4 「あぐり」の地区別借入と貸借期間

地区名	1年		2年		3年		5年		6年～10年未満		10年以上		計	
	筆数	面積 a	筆数	面積 a	筆数	面積 a	筆数	面積 a	筆数	面積 a	筆数	面積 a	筆数	面積 a
松前町永田	1	7.25			19	184.93	8	72.78			1	11.45	29	276.41
松前町横田			2	7.14	6	69.34	3	36.48			1	9.41	12	122.37
松前町恵久美			2	21.75	13	122.59	3	33.41			1	6.68	19	184.43
松前町上高柳	1	10.00			8	84.01	1	14.52					10	108.53
松前町西古泉					16	180.34	1	12.29			3	32.26	20	224.89
松前町西高柳	1	6.40			6	26.67	1	9.77			8	75.68	16	118.52
松前町大間	9	88.31			41	466.33	4	42.21					54	596.85
松前町大溝			1	15.02	15	189.68	8	86.85			9	55.42	33	346.97
松前町中川原	1	11.11			4	43.18	1	17.04					6	71.33
松前町鶴吉					10	136.57	3	39.54					13	176.11
松前町東古泉	8	81.05			23	181.04	14	89.38					45	351.47
松前町筒井	1	7.00			12	101.51	1	9.31					14	117.82
松前町南黒田					5	55.68							5	55.68
松前町浜					1	12.01							1	12.01
松前町北黒田			2	21.09	16	148.94	8	60.75					26	230.78
松前町北川原	5	67.00			9	122.43	7	69.95			3	25.62	24	285.00
小計	27	278.12	7	65	204	2,125.25	63	594.28	0	0	26	216.52	327	3,279.17
伊予市下吾川					8	110.02							8	110.02
伊予市下三谷					2	40.00							2	40.00
伊予市宮下									5	37.68			5	37.68
伊予市三秋											3	97.04	3	97.04
伊予市市場					5	60.69							5	60.69
伊予市上吾川					22	280.11			3	45.84	2	28.57	27	354.52
伊予市上三谷					5	60.28							5	60.28
伊予市森					1	8.88	2	24.80	2	18.39			5	52.07
伊予市大平											4	25.10	4	25.10
伊予市尾崎	2	24.96											2	24.96
伊予市米湊					6	45.32							6	45.32
伊予市本郡					3	40.22							3	40.22
小計	2	24.96	0	0	52	645.52	2	24.8	10	101.91	9	150.71	75	947.90
松山市安城寺町							2	15.66					2	15.66
松山市久保田町	5	77.60	1	24.95	12	132.57	8	73.88					26	309.00
松山市空港通り	1	9.26											1	9.26
松山市高木町							3	23.90					3	23.90
松山市杉立町											1	50.41	1	50.41
松山市土居田町					3	19.73							3	19.73
松山市南斎院町	4	54.88			1	8.00							5	62.88
松山市富久町	5	65.17	6	60.38	28	334.26	3	36.98					42	496.79
松山市余土西					1	8.49							1	8.49
松山市余土中					1	10.47							1	10.47
小計	15	206.91	7	85.33	46	513.52	16	150.42	0	0	1	50.41	85	1,006.59
合計	44	509.99	14	150.33	302	3,284.29	81	769.5	10	101.91	36	417.64	487	5,233.66
単位：%														
期間別割合(筆数)	1年		2年		3年		5年		6年～10年未満		10年以上		計	
松前町	8.3		2.1		62.4		19.3		0.0		8.0		100	
伊予市	2.7		0.0		69.3		2.7		13.3		12.0		100	
松山市	17.6		8.2		54.1		18.8		0.0		1.2		100	
全体	9.0		2.9		62.0		16.6		2.1		7.4		100	

資料：「あぐり」資料より筆者作成。

#### 4. 貸し手農家の実態と意向

##### (1) 調査の概要

農業参入する企業と地域との関係を明らかにすることは喫緊の課題である。このため、「あぐり」に農地を貸し付けている農家を対象に個別訪問し調査を行った。調査対象農家は、松前町内の農地を貸し付けている松前町在住農家68戸とした。うち回答農家は52戸（回答率76%）である。

##### (2) 貸し手農家の実態

貸し手農家（土地所有名義人）の平均年齢は67.4才で、最高齢の89才をはじめ80才・70才代で全体の61%を占めているのに対し、若い年代は、30才代が4%、40才代が2%であり、著しく高齢化している。また、男女の比率では男性が73%を占めている。

農業従事者の状況として、「主業農家」、「準主業農家」、「副業的農家」、「土地持ち非農家」に分けて調査したところ、主業農家・準主業農家は存在せず、83%を土地持ち非農家が占め農業に従事していない現状がある。副業的農家が残りの17%である。

「あぐり」への農地の貸し付け形態は、賃貸借が94%を占めており、使用貸借のみは6%と少数である。賃貸借における小作料支払いとして、現金と米があり、各々56%、44%となっている。10a当たりの小作料が、現金では12,000円～3,000円と大きな幅があり、10,000円以上、10,000～5,000円が各々44%ずつで、残りの12%が5,000円未満である。

##### (3) 貸し手農家の意向

###### ① 貸し付け相手先の一般的な選定理由

貸し手農家が、貸し付け相手先を選択する際の一般的な条件を調べたところ、本設問に対し27戸から回答があった。上位の回答は「法人（会社）経営で永続性があること」（回答数8）、「顔みしりであること」（回答数7）、「農地管理の評判がよいこと」（回答数7）である。このほかには、地縁を重視した回答といえる「同一集落であること」（回答数3）、「同一町内であること」（回答数3）が続いている。一方、小作料の

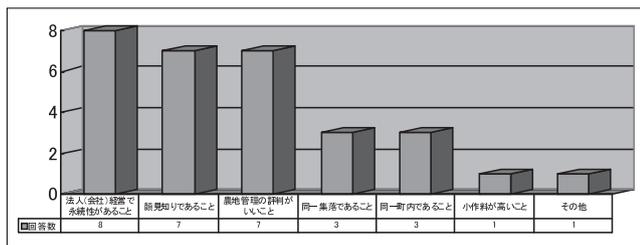


図3 貸し付け相手先の一般的な選定理由（複数回答）

高さは、回答数1となっており重要な選定理由とはなっていない（図3）。

###### ② 「あぐり」への貸し付けの満足度

「あぐり」への農地の貸し付け満足度を「満足」、「一部不満足」、「大いに不満足」の3分類に分けて調べたところ、本設問に対し49戸から回答があった。84%が満足しているとの回答である。残りの16%が一部不満足であり、その理由は、「小作料が高い」、「農地の管理が不十分」等である。

###### ③ 「あぐり」への貸し付け理由

特に「あぐり」へ貸し付けた理由を調査したところ、本設問に対し49戸から回答があった。上位の回答は「あぐり以外に受け手がいないこと」（回答数18）、「法人（会社）経営で永続性があること」（回答数14）、「顔見知りであること」（回答数11）である。「あぐり」以外に受け手がいないという理由が最も多く、受け手不足の実態が改めて明らかとなった。一般的な選定理由として多くの回答があった「農地管理の評判がよいこと」については、「あぐり」への貸し付け理由では、回答数1であり大きく異なった。このことは、本来、農地管理も含めて総合的に判断したいと考えていても受け手の選択肢が無い状況では、通常の管理あるいは最低限の管理を受け手が行ってくればよいという現実的な選択となったためと考えられる。

その他の回答は、「農業委員の紹介」、「近所の紹介」、「母屋が手続き」、「圃場が地続きである等の圃場条件の関係」、「あぐりの農地募集の新聞折り込みチラシをみて」等である（図4）。

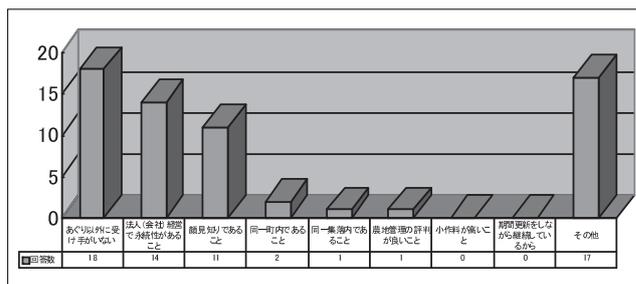


図4 「あぐり」への貸し付け理由（複数回答）

###### ④ 今後の予定

貸し付け農地の今後の予定を調べたところ、本設問に対し50戸から回答があった。「期間満了後返してもらって自作する」という回答は無く、ほとんどが「あぐりに継続して貸し付けを行う」（回答数49）であり、ごく少数として「他者への売却」（回答数1）としている。こうなった理由は、受け手がいないという消極的な理由と、「あぐり」が会社経営で永続性があるという積極的な理由とが組み合わさった結果である。

⑤ 企業参入に対する抵抗感

(男性68歳)

調査対象の全ての農家に「「あぐり」は建設業からの農業参入であるが、心理的抵抗感がありますか」と問いかけたところ抵抗感があるという回答は無く、むしろ、「あぐり」は会社組織であり農地を永続的に耕作してくれることに安心感をもっているという意見が複数あった。

一般的には、企業の農業参入については、大なり小なり抵抗感があるのではといわれているなか、抵抗感があるという回答が無かったことは筆者としても意外な結果であった。

⑥ 自由意見

○小作料は要らないから管理してほしい。(男性64歳)

○個人農家に貸すより会社経営の法人に貸したい。  
(女性71歳)

○個人農家より、「あぐり」の方が長く耕作してくれる。  
(女性51歳)

○個人農家の場合、病気、高齢化により農地を戻されるかもしれないので安心してまかせられない。

その際、新たな受け手を探すのに苦労する。

○個人農家に作ってもらっても返されるのが困る。

農協で貸し付けのあっせんができないのか。

(女性61歳)

○農家が高齢化し、農地の受け手がいない。

(男性68歳)

○受け手がいない状況で耕作してもらい感謝。農地を預ける側も不安があり、農協・役場で対応して欲しい。「あぐり」は会社組織なので安心感はある。  
(男性71歳)

総じて、貸し手農家側は、受け手がいないと感じている。個人農家への貸し付けでは、病気や高齢化により農地を戻されることに危機感をもっており、会社経営である法人を永続面から高く評価していると思われる。こうした状況に対し、農協や行政の積極的な対応を期待する声も上がってきている。

5. 農地集積と地域農業の現状

(1) 地区別の集積実態

松前町内における「あぐり」の農地集積面積は32ha

表5 「あぐり」の地区別農地就籍面積と地区内認定農業者

農地面積単位：a

地区名	農地面積 ①	集積面積 ②	割合(%) ②/①	認定農業者		うち法人		備 考
				認定農業者	うち農地集積型	認定農業者	うち農地集積型	
松前町大間	5,852	597	10.2	1				
松前町東古泉	3,953	351	8.9	1	1			
松前町大溝	4,056	347	8.6	3				
松前町永田	3,491	276	7.9					
松前町西高柳	1,652	118	7.1					
松前町西古泉	3,881	225	5.8	3				
松前町北黒田	4,513	231	5.1	1		1		
松前町恵久美	4,783	184	3.8	2	2			
松前町北川原	8,922	285	3.2	3	3	1	1	(有)あぐり
松前町上高柳	4,046	109	2.7	3	3			
松前町鶴吉	7,878	176	2.2	10	6			
松前町筒井	5,294	118	2.2	3	3			
松前町横田	5,480	122	2.2	2	1			
松前町南黒田	4,179	56	1.3	1				
松前町浜	1,248	12	1.0					
松前町中川原	10,018	71	0.7	8	7	1	1	集落営農型法人((農)中川原)
松前町昌農内	4,352	0	0.0	5	4	2	2	特別経営体の法人
松前町徳丸	8,904	0	0.0	9	9			特定農業団体(徳丸生産組合)
松前町神崎	7,715	0	0.0	4	3	1	1	麦作専門法人(松前麦秀会)町全体で活動
松前町出作	4,877	0	0.0	1	1			
町外				3				
	105,096	3,278	3.1	63	43	7	5	

資料：筆者作成

注：農地面積は、松前町固定資産台帳より集計。集積面積は、「あぐり」資料より集計。

認定農業者数は、平成21年3月末現在。農地集積型は、施設野菜・花き等の集約的な農業を行っていない農業経営

で、認定農業者数は63経営体である。これを地区別に振り分けて一覧にしたものが表5である。認定農業者を営農形態から農地集積型（施設野菜・施設花き等の集約的な農業経営以外の農業経営）として抜き出すと43経営体になる。

「あぐり」による農地集積割合が高い「大間」「東古泉」「大溝」「永田」「西高柳」地区については、農地集積型の認定農業者は存在しないか、もしくは1経営体のみと少数となっている。中でも「大間」地区は、10.2%と最も高率であり同地区の農地利用に大きな影響を与えている。一方、集落営農型法人や組織が存在する「中川原」「徳丸」地区や農地集積型の認定農業者が存在する「昌農内」「神崎」地区等では、集積を行っていないか、ほとんど行っていない状況である。このことは、すでに農地の担い手が存在し、「あぐり」が農地の受け手となる必要がないケースと、「あぐり」の考えとして、地域の農家と摩擦を起こさないために、当該地域の既存担い手へ農地を譲っているケースと考えられる。

## （2）低下する小作料

「あぐり」が結ぶ個別貸借契約の小作料は、期間更新を契機に、6,000円程度（現物で支払う場合は米30kg以下同じ）に低下した。その理由は、小作料は低い方が「あぐり」にとっては望ましく、また、「あぐり」が活動している地域では、後述するように競合する認定農業者がいなかったからである。

この小作料の低下の傾向を実証するため、「あぐり」の小作地のうち、小作料等のデータが揃っている松前町内の276筆について、小作料が6,000円程度を「低価格群」とし、12,000円程度（現物で支払う場合は米60kg）を「高価格群」に分類した場合、農地集積が進んでいる「大間」及び「東古泉」地区については表6のとおりとなる。

すなわち、松前町全体での低価格群と高価格群の割合は、各々71.0%と29.0%である。農地集積が進んでいる「大間」及び「東古泉」地区での低価格群の割合

は、90.7%、78.9%と、全体に比べ明らかに低価格群の割合が高くなっており、農地集積が進んでいる地区の小作料が低いといえる。

## 6. 農地集積の課題

### （1）圃場の分散

「あぐり」は、50ha規模の農地集積を目標においており、広域での集積を想定していたと考えられるが、既存の認定農業者との競合を避けて集積を進めてきたため、かなり分散した圃場配置となっている。すなわち、松前町16地区、伊予市12地区、松山市10地区に圃場が分散している。また、集積した農地の筆数は、全体で487筆あり、1筆当たりの面積を単純に計算すると約12aの小規模である。このため、「移動時間の増加」、「遠隔地の管理の粗放化」などがデメリットとして生ずる恐れがある。このため、圃場の分散に対応した生産体制を考える必要がある。

### （2）生産条件の悪さ

一筆一筆の圃場自体の生産性や作業性も重要な要素である。「あぐり」の基本姿勢として、地域の担い手農家との円滑な関係を構築するため、地域内の認定農業者と競合しない形で農地を集積することとしている。この結果として、認定農業者が断った生産性や作業性の悪い圃場が集まる恐れがある。

実際に筆者が現地の圃場を確認したところ、水がかりの便が悪いところや農業機械の進入路の確保が難しいところが一部存在していた。このため、条件の悪い圃場にも対応できる体制を確立する必要がある。

### （3）変動する農地集積

「あぐり」は、地域の意向に十分配慮して農地集積するため、集積する面積が毎年予想とは違う形で変動する。平成12年に法人設立した「あぐり」は、企業からの農業参入の典型的な例であり、規模拡大を目指す新参者といえる。新たに大規模な農地集積を図る場合、地域の農家や農協等の農業団体と有効な関係を保つ必

表6 小作料の低価格・高価格の分類

地区名	低 価 格 群				高 価 格 群			合 計	備 考 (筆数)
	10a 当り小作料			計	10a 当り小作料		計		
	現金(千円)	米(kg)	無 償		現金(千円)	米(kg)			
	5～6	30			10～12	60			
松前町全体	39.8	19.2	12.0	71.0	19.9	9.1	29.0	100.0	276
大間地区	48.8	41.9	0.0	90.7	9.3	0.0	9.3	100.0	43
東古泉地区	52.6	15.8	10.5	78.9	0.0	21.0	21.0	100.0	19

資料：「あぐり」資料より筆者作成。

要があり、「あぐり」が毎年農地の集積面積をコントロールすることは困難である。具体的に示すと、「あぐり」の社長は、当初、法人設立から10年後に50haまでは集積すると予想していたが、それより2年早い平成20年には目標を達成してしまい、かえって販路開拓に困難を感じたとしている。また、年ごとの集積面積に大きな変動があり、集積が少ない年は1.1ha（平成16年）しか集まらず、多い年は11ha（平成18年）も集まってしまうこともあった。このように集積面積に大きな波があることは、計画的な農業機械の整備や労働力の円滑な確保からみれば望ましいことではなく、農業経営の不安定化に結びつく。このため、このような不確定要素を踏まえた上での農業経営を考えなくてはならない。

## 7. 「あぐり」の農業参入の評価

農地集積についての様々な課題は指摘できるものの、現在までのところ、「あぐり」のような大規模経営法人は、広範な地域で農地受け皿機能を発揮しつつ、集落営農組織があるところでは無理な参入をしておらず、自ら参入法人と集落営農組織との間に役割分担が出来ていることが判明した。松前町に限らず、水田地帯では、一般的に地域農業における農地の受け皿として、認定農業者をはじめとする個別農家と集落営農組織を両輪とした担い手の確保育成を図ってきている。「あぐり」の地域別農地集積状況から明らかであるように、集落営農組織がある地域において、「あぐり」はあえて農地集積をしていないし、また、求められてもいない。他方、集落営農組織がない地域においては、「あぐり」は受け皿機能を発揮している。このように、両者の役割分担が進んだ結果、松前町の耕作放棄地率は1.1%と非常に低い率である。

こうしたことを明らかにしたことで、企業の農業参入について、一般的に農家の側に漠然とした抵抗感が存在すると思われるなか、実際には企業と農家との摩擦はそれ程大きなものではないと考えることができる。

なお、「あぐり」は地域の農業後継者の確保についても、将来、農業従事を希望する青年を研修生として受け入れる等一定の役割を果たしている。

「あぐり」の農業参入事例は、地元企業による農業参入であるため、地域に根付いた活動をベースにするということから始まっており、農業参入について、積極的に評価すべき点は多いと考える。

## 8. おわりに

本論文では、企業の農業参入として、地域との関係

も含め実態を明らかにすることに主眼をおいた。一方、企業の農業参入が農業生産全体にどのような影響を与えていくものか、大きな視点から検証する必要も感じた。

農業センサスデータをもとに、愛媛県における65歳未満の基幹的農業従事者数の推移をみると、平成2年に約4.4万人いたのが、平成22年には、約1.5万人と平成2年対比の34%まで急激に低下してきている。さらに、センサスデータの年齢別人数をスライドさせ、平成32年の従事者数を新規の就農者数を考慮せず、計算してみると、5.5千人まで減少することがはじきだされ、実に平成2年対比の13%になる。30年間という農家の世代が交代するサイクルの中で、これだけ急激に農業従事をする人間が減少してきていることに、大きな危機感を持っている。

こうしたことから、愛媛県に限らず日本農業の構造が大きく変革する時期を迎えており、企業の農業参入が地域農業の振興にとどまらず、食料生産の担い手として、明確な役割を持たなければならないと感じている。今後、更にこの分野における研究が進むことを期待したい。

## 摘 要

農業における担い手の減少、脆弱化に対応するため、企業の農業参入がひとつの方策として注目されている。政府も農地法の改正等を通じて、その促進に努めてきた。

愛媛県では、株式会社愛亀（建設業）が、自社の労働力の有効活用を念頭に、平成12年に農業経営受託、農作業受託を行う有限会社「あぐり」を設立した。

「あぐり」は、当初は約0.8haの所有地から出発し、松前町の農地を借り入れる形で、現在に至るまで農地集積に一定の成果をあげ、平成21年度には52.3haにまで経営面積を拡大するに至った。

「あぐり」は、地域の農家の理解を得つつ、集積の可能な地域を中心に規模拡大を行い、既に集落営農等の進んでいる地域には無理な進出を避けるという地域と調和した経営方針を貫いている。

「あぐり」に対し農地を貸し付ける農家側の事情を見ると、地域に他に借り手がいないという事情のほか、会社であるから永続性が高いという点を評価しており、一般に言われる農家の企業参入に対する抵抗感はそれほど見られない。

このことから、企業の農業参入は、農家側からも一定の評価を受けていると判断できる。

**引用文献**

室屋有宏 (2005) 増加する建設業の農業参入－雇用確保の「帰農」とその実情－, 調査と情報, 農林中金総合研究所, 2005. 1, 10-15.  
澁谷往男 (2007) 地域中小建設業の農業参入にあたって

の企業意識と課題, 農業経営研究, 45(2): 23-34.  
鶴川洋樹 (2009) 企業の農業参入プロセス－北東北地域における建設業の参入事例分析－, 農業経営研究, 47(1): 82-87.